

高懸念物質 (SVHC) に新たな義務



欧州化学品庁(ECHA)は10月28日、REACH規則の高懸念物質(SVHC)の候補リスト(15物質を含む)公表しました。今後このリストに、新たな物質がSVHCとして認定される場合、定期的に更新されます。ECHAは、各企業に対して下記の内容に該当するかを確認するように促しています。

• 義務: 成形品

①10月28日以降、EU及びEEA内のサプライヤーは、成形品の中に0.1%(w/w)以上の高懸念物質を含む場合、少なくとも物質名を含む製品の安全な使用を保証する十分な情報を顧客に提供する必要があります。また、消費者の要請があった場合には、要請の受領後45日以内に消費者に提供します。

②2011年から、EU及びEEA内の生産者や輸入業者は、製品中に高懸念物質が0.1%(w/w)以上含まれかつ1社あたり生産/輸入量が1トンを超える場合には、ECHAに届けを出さなければなりません。2010年12月1日以前に候補リストに掲載された物質は、2011年6月1日までに届けを出さなければなりません。2010年12月1日以後に候補リストに掲載された物質は、掲載日から6ヶ月以内に届けを出さなければなりません。

• 義務: 物質

10月28日以降、EU及びEEAのサプライヤーは、顧客に掲載物質の安全データシートを提供しなければなりません。

• 義務: 調剤

10月28日以降、指令1999/45/ECに従って、危険物質と分類されない調剤が1種類以上の掲載物質を含め、かつ非ガス状の調剤中の個々の濃度が1%(w/w)を超える場合若しくはガス状の調剤中の個々の濃度が0.2%(v/v)を超える場合、EU及びEEAのサプライヤーは、受領者の依頼により、受領者に安全データシートを提供しなければなりません。

• 候補リスト:

アントラセン	4,4'-ジアミノジフェニルメタン	フタル酸ジ-n-ブチル(DBP)
二塩化コバルト(II)	五酸化二ヒ素	三酸化二ヒ素
ニクロム酸二ナトリウム・二水和物	1-tert-ブチル-3,5-ジメチル-2,4,6-トリニトロベンゼン	フタル酸ビス(2-エチルキシル)(DEHP)
ヘキサブROMOシクロドデカン(HBCDD)	短鎖塩化パラフィン(C ₁₀₋₁₃)	ビス(トリブチルスズ)オキシド
ヒ酸水素鉛	フタル酸 n-ブチルベンジル(BBP)	ヒ酸トリエチル

資料 2008年11月4日付 ECHA Press Release ECHA/PR/08/38-REV

http://echa.europa.eu/doc/press/pr_08_39_candidate_list_rev_20081104.pdf

商品開発箇所 白亜力